

# 5 電波趣味の世界

●図5.2 無線従事者免許証の例（関東総合通信局長発給の例）

無線従事者免許証		
第三級		
資格 アマチュア無線技士		
免許証の番号 AAYL00294		
免許の年月日 平成13年 01月 26日		
氏名 ○○ ○○		
昭和 年 07月 10日生		
上の者は、無線従事者規則により、上記資格の 免許を与えられたものであることを証明する。 平成13年 01月 26日 関東総合通信局長 		

●図5.3 無線従事者免許証の例（郵政大臣発給の例）

	この者は、無線従事者 資格試験及び免許規則に より、上記資格の免許を 与えられたものであることを 証明する。  ※※43 5 20※
	氏名 ○○ ○○ 昭和 年 7月 10日生  資格 アマチュア無線技士 免許証の番号 PS日第 1号 免許の年月日 ※※43 5 20 郵政大臣 鳥取県 氏名 ○○ ○○ 昭和 年 7月 10日生
郵政大臣 	

●図5.1 無線従事者免許証の例（総務大臣発給の場合）

無線従事者免許証		
第二級		
資格 アマチュア無線技士		
免許証の番号 AAYI 00106		
免許の年月日 平成13年 01月 26日		
氏名 ○○ ○○		
昭和 年 07月 10日生		
上の者は、無線従事者規則により、上記資格の 免許を与えられたものであることを証明する。 平成13年 01月 26日 総務大臣 		

●図5.4 無線局免許状の例

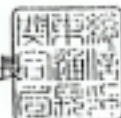
無線局免許状

免許の番号		関東第 255753 号		識別信号		JH1TVV			
氏名又は名称		〇〇 〇〇							
免許人の住所		東京都町田市							
無線局の種類	アマチュア局	無線局の目的	アマチュア業務用		運用許容時間	常時			
免許の年月日	平 13. 6. 30	免許の有効期間	平 18. 6. 29 まで						
通信事項	アマチュア業務に関する事項 (宇宙無線通信を含む)		通信の相手方	アマチュア局					
移動範囲	陸上・海上・上空								
無線設備の設置/常置場所									
常置場所 東京都町田市南成瀬									
電波の型式、周波数及び空中線電力									
A1		1910 ㎐	10 W	F3	A3J	A3	A1	145 ㎐	10 W
A3J	A1	3537.5 ㎐	10 W	F3	A3J	A3	A1	435 ㎐	10 W
A3J	A1	3798 ㎐	10 W	F9				1280 ㎐	10 W
A1		4830 ㎐	10 W						
A3J	A1	7050 ㎐	10 W						
A3J	A1	10125 ㎐	10 W						
A3J	A1	14175 ㎐	10 W						
A3J	A1	18118 ㎐	10 W						
A3J	A1	21225 ㎐	10 W						
A3J	A1	24940 ㎐	10 W						
A3J	A1	28.85 ㎐	10 W						
F3	A3J	A3	A1	52 ㎐	10 W				
備考 1280㎐帯を常置場所以外で使用する場合は、1W以下に限る。									

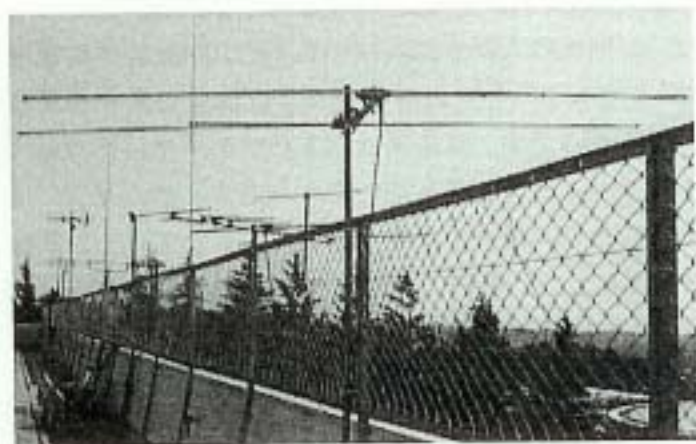
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

平成 13 年 6 月 15 日

関東総合通信局長



●図5.8 流星観測用2.6mの2素子八木アンテナ（手前）とその他のアンテナ



●図5.9 電波による流星の観測記録例

ボン・ウィンネック流星群の出現推移

